

給油取扱所に係る 法令改正がありました。



固定給油設備からガソリンを容器に詰め替えられる上限（200ℓ/日）がなくなりました。

※固定給油設備から軽油を容器に詰め替える上限（1,000ℓ/日）に変更はありません。



固定給油設備から軽油を車両に固定された4,000ℓ以下のタンク（内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限ります。）に注入することができるようになりました。

※固定給油設備から軽油を容器に詰め替える上限（1,000ℓ/日）に変更はありません。

乗用車によるプラスチック容器でのガソリン運搬が可能になりました。

容器は、次のいずれにも該当する必要があります。

1. UN規格※₁で容器記号3H1※₂が付されていること。
2. 最大容量が10ℓ以下であること。
3. 製造日から5年以内であること。

※1 UN規格とは、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規格です。付されている場合は、規格に適合していることを示しています。

※2 3H1は、ジェリカン（方形又は多角形の断面形状を有する容器）であってその材質がプラスチックであり、天板が固着式のものであることを示しています。

尿素水溶液供給機及び急速充電設備の位置、構造又は設備の基準が定められました。



営業時間外に安全対策を行うことで係員以外のものが出入りできるようになりました。

営業時間外に給油取扱所以外の用途で使用できるようになりました。

○必要事項を予防規程に定めることが必要です。

給油取扱所内に設置できる建築物の用途が拡大されました。

映画館、飲食店、スーパー、図書館、教会、工場、駐車場、倉庫、事務所等を設置することができるようになりました。



荷卸し中に固定給油設備及び固定注油設備の使用ができるようになりました。

使用するには、次の措置が必要です。

- 給油及び注油ノズルに満量停止措置を設ける。
- 地下タンク等※及び危険物を注入する移動タンク貯蔵所には、コンタミ防止措置を設ける。

※地下タンク等とは、地下タンク及び簡易タンクを言います。

○必要事項を予防規程に定めることが必要です。